

高知市立学校空調設備第二区整備事業

公募型プロポーザル

募集要項

平成30年11月13日

高知市

## 目次

目次	2
第1 募集要項の定義	4
第2 本事業の目的	4
第3 本公募の趣旨	4
第4 本事業の概要	4
1 本プロポーザルの実施者	4
2 本プロポーザルの事務局	4
3 事業対象	5
4 業務概要	5
5 事業期間等	6
6 上限提案価格	6
第5 参加資格要件	6
1 参加者等の構成	7
2 本事業に参加する者に共通する参加資格要件	7
3 単独企業（共同企業体においては代表者となる者）の参加資格要件	8
4 前項以外の共同企業体の構成員の参加資格要件	8
5 特定事業共同企業体の出資比率	9
第6 公告から契約までのスケジュール	9
第7 関係資料	11
1 配布資料	11
2 貸与資料	11
第8 現地視察会①（モデル校）について	11
1 対象校	11
2 実施概要	12
3 現地視察会①（モデル校）の申込み	12
4 留意事項	12
第9 質疑回答	13
1 受付期間	13
2 質疑事項提出先，提出方法	13
3 質疑回答日	13
4 回答方法	13
第10 現地視察会②（モデル校以外）について	13
1 対象校	13
2 実施概要	14
3 現地視察会②（モデル校以外）の申込み	14

4	留意事項.....	15
第 11	参加書類の提出について .....	15
1	提出書類.....	15
2	提出部数.....	16
3	受付期間.....	17
4	提出先 .....	17
5	提出書類の取扱い .....	17
6	法令等の遵守 .....	18
7	失格事項.....	18
8	辞退の方法.....	18
第 12	審査方法及び審査項目 .....	19
1	選定委員会 .....	19
2	参加資格審査 .....	19
3	技術提案書・プレゼンテーション審査 .....	19
4	優先交渉権者等の決定 .....	19
第 13	提案書類及びプレゼンテーション審査.....	19
1	日時・場所.....	19
2	進行.....	20
3	留意事項.....	20
第 14	審査結果の通知.....	20
第 15	契約手続等.....	20
1	特定契約制度の適用.....	20
2	仮契約手続.....	20
3	優先交渉権の取消し等 .....	21
第 16	その他.....	21
1	費用負担について .....	21
2	参加辞退について .....	21

## **第1 募集要項の定義**

高知市立学校空調設備第二区整備事業公募型プロポーザル募集要項（以下「本要項」という。）は、高知市（以下「本市」という。）が高知市立学校空調設備第二区整備事業（以下「本事業」という。）に係る設計業務、施工業務及び統括管理業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本公募」という。）に当たり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

## **第2 本事業の目的**

本事業は、高知市立学校 57 校中、都市ガス供給エリア外 21 校の普通教室 301 室に、空調設備を可能な限り早期に整備し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の児童・生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、児童・生徒が日常的に使用する生活空間における学校教育活動に適した良好な室内環境を確保することで、快適で思い切り学べる学習環境を提供することを目的とする。

## **第3 本公募の趣旨**

本事業の実施に当たっては、本公募参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、可能な限り短期間に数多くの教室に空調設備を設置するための技術提案等を募集する。

本公募参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、技術提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「高知市立学校空調設備第二区整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

## **第4 本事業の概要**

### **1 本プロポーザルの実施者**

高知市長 岡崎 誠也（以下「市長」という。）

### **2 本プロポーザルの事務局**

部署名：高知市教育委員会教育政策課

担当者：濱田，奥宮

住 所：〒780-8571 高知県高知市鷹匠町二丁目 1-43

電 話：088-823-9478

電子メール：kc-200200@city.kochi.lg.jp

### 3 事業対象

(1) 整備対象施設

高知市立小学校 12 校

高知市立中学校 9 校

(2) 空調対象予定室

普通教室 298 室（新設），その他空調既設室 3 室（更新）

高知市立学校施設空調設備第二区整備事業対象学校一覧						
区分	学校名	郵便番号	住所	電話番号	新設室数	更新室数
小学校 12校	横浜小学校	781-0252	高知市瀬戸東町1丁目26	842-2858	18	0
	長浜小学校	781-0270	高知市長浜4811	842-3137	17	0
	三里小学校	781-0112	高知市仁井田1356	847-0271	10	0
	一宮小学校	781-8136	高知市一宮西町1丁目9-1	845-1638	22	0
	介良小学校	781-5106	高知市介良乙2735-1	860-0143	15	0
	大津小学校	781-5103	高知市大津乙972	866-2124	21	1
	泉野小学校	780-0023	高知市東秦泉寺788	845-8762	22	1
	一宮東小学校	781-8132	高知市一宮東町1丁目20-1	846-0160	16	0
	横浜新町小学校	781-0241	高知市横浜新町5丁目2201	841-0780	20	0
	介良潮見台小学校	781-5108	高知市潮見台1丁目2602-1	860-2020	11	0
	春野東小学校	781-0315	高知市春野町東諸木3978	841-2089	15	0
	春野西小学校	781-0302	高知市春野町弘岡中2501	894-2156	7	0
中学校 9校	一宮中学校	781-8135	高知市一宮南町1丁目3-1	845-1102	19	0
	青柳中学校	781-8125	高知市五台山3923	882-7471	11	0
	朝倉中学校	780-8064	高知市朝倉丁604-1	844-1824	17	0
	三里中学校	781-0112	高知市仁井田3363	847-0291	11	0
	南海中学校	781-0270	高知市長浜5235	842-3291	8	0
	介良中学校	781-5106	高知市介良乙2620	860-0043	11	0
	大津中学校	781-5103	高知市大津乙740-1	866-2444	8	0
	横浜中学校	781-0241	高知市横浜新町1丁目401	841-2215	10	1
	春野中学校	781-0304	高知市春野町西分328	894-3341	9	0
合計	21校				298	3

### 4 業務概要

(1) 設計業務

全ての整備対象施設における空調設備整備に係る実施設計業務（以下「設計業務」という。）

(2) 施工業務

全ての整備対象施設における空調設備整備に係る施工業務（以下「施工業務」という。）

(3) 統括管理業務

設計業務及び施工業務を統括的に管理し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立会い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続等の業務（以下「統括管理業務」という。）

## 5 事業期間等

(1) 契約上の工期

本事業の契約上の工期は本契約締結（仮契約後、議会における議案の議決をもって本契約となる。）後、平成32年3月15日までとする。

(2) 各業務履行期限

ア 設計業務

契約上の工期までとする。

イ 施工業務

当初設計の全部、又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、各提案で示された履行日（一部については、部分使用可能日、全部については、完成日）までとする。

ウ 統括管理業務

契約上の工期までとする。

## 6 上限提案価格

972,230千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 第5 参加資格要件

## 1 参加者等の構成

- (1) 参加者は単独企業又は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員数は2又は3とする。

## 2 本事業に参加する者に共通する参加資格要件

参加者は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項のいずれにも該当しない者
- (2) 本市の平成29・30年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者（以下「有資格者」という。）又は高知市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザルへの参加資格審査を受け、本事業に参加する資格を得た者（以下「新規資格者」という。）。新規資格者においては参加表明書提出までに高知市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザルへの参加資格審査申請書を提出し、審査を受け、参加資格を得ておくこと。
- (3) 基準日から本契約締結日の間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の本事業参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 構成員は、本事業について他の共同企業体の構成員となることができない。

### 3 単独企業（共同企業体においては代表者となる者）の参加資格要件

前項に定めるもののほか、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 有資格者は、本市の平成 29・30 年度建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請時、新規資格者は高知市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザルへの参加資格審査申請時に添付している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における管工事又は電気工事の総合評定値が 850 以上の者
- (2) 管工事業又は電気工事業のうち、参加者が技術提案する施工方法に応じた建設業法第 3 条による許可（以下「技術提案する許可」という。）を受けており、その許可区分が特定の者
- (3) 平成 15 年 4 月 1 日以降に技術提案する許可で発注された公共工事において、元請で建築物の空調設備工事に係る工事を完成し、引渡した実績を有する者。ただし、共同企業体による施工の場合は、代表者として施工実績があること。
- (4) 別添資料「高知市立学校空調設備第二区整備事業要求水準書」の第 5-1-(2)に示す統括管理責任者として、技術提案する許可に係る建設業法第 26 条の規定による監理技術者を配置すること。この場合において、当該技術者は、建設業法を遵守した配置とし、基準日の時点で申請者との雇用関係が成立している者であること。当該技術者の変更は原則として認めない。
- (5) 別添資料「高知市立学校空調設備第二区整備事業要求水準書」の第 4-1-(2)ア及びウに示す施工主任技術者として、建設業法第 26 条の規定による監理技術者、一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者を管工事業及び電気工事業について各 1 名配置すること。共同企業体においては原則として、代表者以外の構成員から配置させることとするが、必要に応じて代表者から配置することも認める。この場合において、当該技術者は、建設業法を遵守した配置とし、基準日の時点で各構成員との雇用関係が成立している者とし、当該技術者の変更は原則として認めない。
- (6) 別添資料「高知市立学校空調設備第二区整備事業要求水準書」の第 3-1-(2)アに示す設計主任技術者を 1 名配置すること。共同企業体に設計業務のみを担当する構成員が含まれる場合は原則として、代表者以外の構成員から配置させることとするが、必要に応じて代表者から配置することも認める。この場合において、当該技術者は、建設業法を遵守した配置とし、基準日の時点で構成員との雇用関係が成立している者とし、当該技術者の変更は原則として認めない。

### 4 前項以外の共同企業体の構成員の参加資格要件

第 2 項に定めるもののほか、次に掲げる(1)又は(2)の事項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 設計業務のみを担当する構成員は次に掲げる事項に該当するものとする。



ア 有資格者の場合は設備設計の登録を有する者とし、新規資格者の場合は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者が在籍している者

イ 別添資料「高知市立学校空調設備第二区整備事業要求水準書」の第3-1-(2)アに示す設計主任技術者を1名配置すること。この場合において、当該技術者は、基準日の時点で構成員との雇用関係が成立している者とし、当該技術者の変更は原則として認めない。

(2) 施工業務を担当する構成員は次に掲げる事項に該当する者とする。

ア 有資格者の場合は管工事又は電気工事の登録がある者で、新規資格者の場合は管工事又は電気工事について、建設業法の規定に基づく一般又は特定建設業の許可を受けている者

イ 平成15年4月1日以降に公共工事において、元請による建築物に係る空調設備工事を含む工事を完成し、引渡した実績を有する者。ただし、共同企業体による施工の場合は、代表者として施工実績があること。

ウ 別添資料「高知市立学校空調設備第二区整備事業要求水準書」の第4-1-(2)ア及びウに示す施工主任技術者として、建設業法第26条の規定による監理技術者、一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者を管工事業及び電気工事業について構成員ごとに各1名配置すること。この場合において、当該技術者は、建設業法を遵守した配置とし、基準日の時点で各構成員との雇用関係が成立している者とし、当該技術者の変更は原則として認めない。

## 5 特定事業共同企業体の出資比率

(1) 代表者の出資比率は、構成員中最大か又は同等とすること。

(2) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とする。ただし、構成員に設計業務のみを担当する者が含まれる場合は、設計業務のみを担当する者を次の構成員数に含まず、最小の出資比率は設けないものとする。

ア 2業者 30パーセント

イ 3業者 20パーセント

## 第6 公告から契約までのスケジュール

(1)	公告	平成30年11月13日(火)
(2)	貸与資料	
	受付期間	平成30年11月13日(火)から 平成30年11月30日(金)正午まで

(3)	現地視察会①（モデル校）	
	受付期間	平成 30 年 11 月 13 日（火）から 平成 30 年 11 月 20 日（火） 午後 5 時 15 分まで
	現地視察会①	平成 30 年 11 月 26 日（月） 平成 30 年 11 月 27 日（火）
(4)	質疑	
	受付期間	平成 30 年 11 月 26 日（月）から 平成 30 年 11 月 30 日（金）正午まで
	質疑回答	平成 30 年 12 月 7 日（金）
(5)	現地視察会②（モデル校以外）	
	受付期間	平成 30 年 12 月 7 日（金）から 平成 30 年 12 月 14 日（金） 午後 5 時 15 分まで
	現地視察会②	平成 30 年 12 月 21 日（金）から 平成 30 年 12 月 27 日（木）まで
(6)	参加表明	
	受付期間	平成 31 年 1 月 4 日（金）から 平成 31 年 1 月 25 日（金） 午後 5 時 15 分まで
(7)	新規業者登録受付 （高知市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿未登録業者）	
	受付期間	平成 31 年 1 月 4 日（金）から <u>平成 31 年 1 月 15 日（火）</u> <u>午後 5 時 15 分まで</u>
(8)	書類審査結果通知日	平成 31 年 1 月 31 日（木）
(9)	技術提案書	
	受付期間	平成 31 年 2 月 4 日（月）から 平成 31 年 2 月 8 日（金）正午まで
(10)	技術提案書・プレゼンテーション審査	
	優先交渉権者決定	
(11)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	平成 31 年 2 月 18 日（月）
(12)	仮契約締結	平成 31 年 2 月 25 日（月）を予定
(13)	本契約締結	高知市議会における議決後

## 第7 関係資料

### 1 配布資料

- ・募集要項
- ・要求水準書
- ・参加表明書（様式 1-1 又は 1-2）
- ・参加資格確認項目（様式 1-3）
- ・特定事業共同企業体協定書（様式 1-4）
- ・委任状（様式 1-5）
- ・使用印鑑届（様式 1-6）
- ・現地視察会①（モデル校）申請書（様式 2-1）
- ・現地視察会②（モデル校以外）申請書（様式 2-2）
- ・質疑回答書（様式 3）
- ・参加辞退届出書（様式 5）
- ・技術提案書（様式 6）
- ・提案価格見積書（様式 6-2-1）
- ・提案価格見積書の内訳書（様式 6-2-2）
- ・技術評価に係る提案書（様式 6-3-1～6-5-2）
- ・高知市立学校空調設備整備事業公募型プロポーザルへの参加資格審査申請書（様式 7）
- ・参考図書貸与申込書（様式 8）

### 2 貸与資料

別添資料「高知市立学校空調設備第二区整備事業 要求水準書」の第1～8記載の資料，仮契約書（案）の貸与（DVD-R等の電子媒体）を希望する事業者は，本公告後から平成30年11月30日（金）正午までに「第4-2 本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書を提出し，受領方法等について確認をすること。

## 第8 現地視察会①（モデル校）について

### 1 対象校

介良潮見台小学校  
介良中学校  
春野西小学校  
春野中学校

## 2 実施概要

### (1) 日程

平成 30 年 11 月 26 日（月）又は平成 30 年 11 月 27 日（火）（予定）

### (2) 視察方法

ア 市が指定した対象学校及び日時のみ現地視察ができる。

イ 集合時間、場所等の詳細については申込者に別途通知する。

ウ 校内は市職員の同行を必須とする。

エ 学校敷地内への駐車については、参加グループ数に応じて、別途通知する。

### (3) 視察対象

空調設備を設置する対象教室の一部、廊下、バルコニー、校舎外周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。

## 3 現地視察会①（モデル校）の申込み

(1) 現地視察会①（モデル校）申請書（様式 2-1）により、電子メール（ファイル添付）にて申込みを行うこと。提出先は、「第 4-2 本プロポーザルの事務局」に記載のある E メールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）

(2) 申込みは代表者が行うこと。

(3) 申込期間は平成 30 年 11 月 13 日（火）～平成 30 年 11 月 20 日（火）午後 5 時 15 分までとする。

(4) 1 学校当たりの参加は 6 名以内とする。

(5) 現地視察の詳細な日時等は平成 30 年 11 月 22 日（木）に電子メールによる連絡とする。

## 4 留意事項

(1) 学校敷地内は全面禁煙とする。

- (2) 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- (3) 資料，上履きなど，視察に必要となるものは各自用意すること。
- (4) カメラ等による撮影は可能とするが，児童生徒が特定されないようにすること。  
また，撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- (5) 現地視察時には，本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。

## **第9 質疑回答**

要求水準書，本募集要項等の内容に不明な点がある場合は，質疑回答書（様式3）を提出すること。

### **1 受付期間**

平成30年11月26日（月）～平成30年11月30日（金）正午まで

### **2 質疑事項提出先，提出方法**

「第4-2 本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また，提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には，質疑回答を行わないため注意すること。）

### **3 質疑回答日**

平成30年12月7日（金）

### **4 回答方法**

質疑に対する回答は，ホームページ上に公表する。

## **第10 現地視察会②（モデル校以外）について**

### **1 対象校**

本事業の対象校のうち**第8 現地視察会①（モデル校）**についてに示すモデル校を除く17校で，参加者が視察を希望する学校

横浜小学校	介良小学校	横浜新町小学校	朝倉中学校	横浜中学校
長浜小学校	大津小学校	春野東小学校	三里中学校	
三里小学校	泉野小学校	一宮中学校	南海中学校	
一宮小学校	一宮東小学校	青柳中学校	大津中学校	

## 2 実施概要

### (1) 日程

平成 30 年 12 月 21 日（金）から 12 月 27 日（木）まで（予定）  
高知市の休日を定める条例（平成元年条例第 21 号）に規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く。

### (2) 視察方法

- ア 参加者が指定した対象学校の現地視察ができる。
- イ 集合時間、場所等の詳細については申込者に別途通知する。
- ウ 校内は市職員の同行を必須とする。
- エ 学校敷地内への駐車については、参加グループ数に応じて、別途通知する。

### (3) 視察対象

空調設備を設置する対象教室の一部、廊下、バルコニー、校舎外周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。

## 3 現地視察会②（モデル校以外）の申込み

(1) 現地視察会②（モデル校以外）申請書（様式 2-2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込みを行うこと。提出先は、「第 4-2 本プロポーザルの事務局」に記載のある E メールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）

(2) 申込みは代表者が行うこと。

(3) 申込期間は平成 30 年 12 月 7 日（金）～平成 30 年 12 月 14 日（金）午後 5 時 15 分までとする。

- (4) 1学校当たりの参加は6名以内とする。
- (5) 現地視察の詳細な日時等は平成30年12月18日(火)に電子メールによる連絡とする。

#### 4 留意事項

- (1) 学校敷地内は全面禁煙とする。
- (2) 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- (3) 資料、上履きなど、視察に必要となるものは各自用意すること。
- (4) カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- (5) 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。

### 第11 参加書類の提出について

#### 1 提出書類

次の(1)及び(2)に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること(持参の場合は閉庁日を除く。)

- (1) 参加表明
  - ア 参加表明書(様式1-1又は1-2)
  - イ 参加資格確認項目(様式1-3)
  - ウ 特定事業共同企業体協定書等(様式1-4～6)※ウは特定事業共同企業体による参加の場合に限る。
- (2) 技術提案
  - ア 技術提案書(様式6)

技術提案書は様式集に定められたスペースに作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。
  - (ア) 技術提案書は、1部ずつファイルに閉じること。(ファイルの表紙及び背表

紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと。)

- (イ) 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- (ウ) カラー刷り，写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- (エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (オ) 日本語で作成した上，ページ番号を付する。

イ 提案価格見積書（様式 6-2-1）

ウ 提案価格見積書の内訳書（様式 6-2-2）

エ 技術評価に係る提案書（様式 6-3-1～6-5-2）

オ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は，技術提案書の内容を逸脱することなく，技術提案書を補足する最低限のものとする。

- (ア) A 4 判で作成し，1 部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに，副本については部ごとに整理番号をつけること。また，出力は両面コピーとし，会社名は記載しないこと。）  
なお，A 3 判の資料は，折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。

- (イ) 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- (ウ) ページ数は 20 ページ以内とする。表紙及び目次は，枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- (エ) カラー刷り，写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- (オ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (カ) 日本語で作成した上，ページ番号を付する。

## 2 提出部数

参加表明及び技術提案共に正本 1 部及び副本 14 部（副本は複写可） 計 15 部  
及び CD-R1 部

CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に，提出書類の電子データを格納し提出すること。また，CD-R への格納の条件は，次のとおりとする（DVD-R の提出方法は以下同様とする。）。

- (1) CD-R：Windows フォーマット
- (2) 使用アプリケーション：様式の指定があるものは，原本ファイル形式のままとし，その他図面等は PDF 形式とする。
- (3) ウィルスチェック：CD-R は，ウィルスチェックを行ってから提出すること。



### 3 受付期間

(1) 参加表明

平成 31 年 1 月 4 日（金）～平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 5 時 15 分まで

(2) 技術提案

平成 31 年 2 月 4 日（月）～平成 31 年 2 月 8 日（金）正午まで

※共に郵送可。ただし必着。

### 4 提出先

「第 4-2 本プロポーザルの事務局」のとおり。

### 5 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類の内、採用されなかった技術提案書は返却するものとする。

(2) 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

(3) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。

(4) 提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。

(5) 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、優先交渉権者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書類については、本業務内容の公表時や本市が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

(6) 記載内容の変更

ア 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

イ 技術提案書において提案した統括管理責任者は、原則として本業務が終了する

までの間に変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

ウ 技術提案書において、提案した統括管理責任者以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

(7) 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

(8) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項のうち、本市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く。）。受注者の責により、本市が採用を認めた技術提案に対し、履行状況が特に悪質と認められた場合には、契約違反があったものとして取り扱い、指名停止等の措置を行う。

## 6 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

## 7 失格事項

基準日から優先交渉権者が決定するまでの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- エ 上限提案価格を超える提案をしたとき。
- オ 本市から指名停止又は指名回避などの措置を受けたとき。
- カ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

## 8 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届出書（様式5）を郵送又は持参により提出すること。

## **第12 審査方法及び審査項目**

### **1 選定委員会**

優先交渉権者の選定は、高知市立学校空調設備整備事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

### **2 参加資格審査**

事務局は、提出された参加表明書を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。本市は、事務局による審査の結果、資格適合者には技術提案書提出要請書を、それ以外の参加者には参加が認められない理由を付して参加資格審査結果通知書をそれぞれ書面により送付する。

### **3 技術提案書・プレゼンテーション審査**

参加資格審査を通過した参加者は、技術提案書・プレゼンテーション審査を実施する。選定委員会は、提出された技術提案書等、プレゼンテーションについて最優秀提案者決定基準に基づき評価を実施する。

技術提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い提案を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案として特定する。

技術提案書・プレゼンテーション審査に進んだ参加者が1者であった場合には、技術評価の点数が満点（150点）の60%以上であれば、当該提案を最優秀提案として特定する。

### **4 優先交渉権者等の決定**

選定委員会は、技術提案書の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者、優秀提案を提出した者を次点候補者として選定する。本市は、選定委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

## **第13 提案書類及びプレゼンテーション審査**

### **1 日時・場所**

平成31年2月14日（木）を予定

※時間、場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

## 2 進行

技術提案書、プレゼンテーション資料に基づく参加者からの説明（20分以内）を行った後、質疑応答を行う。プレゼンテーション全体の時間は、参加者につき30分程度とする。

## 3 留意事項

- (1) プレゼンテーション当日の参加人数は各3名以内とし、説明員は受注した場合の予想される統括管理責任者とする。
- (2) 説明に当たっては、事前に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料により行うものとする。※会社名は記載しないこと。
- (3) パワーポイントの使用は可能であるが、市ではスクリーン・プロジェクター（RGB・HDMI端子対応）を用意する。パソコン等の設備については、事業参加者にて用意すること。
- (4) 参加時に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めない。

## 第14 審査結果の通知

審査結果は、後日、概要を公表する。なお、選考の理由、結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。決定された優先交渉権者及び次点候補者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点候補者には次点候補者決定通知書）で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面（優先交渉権者及び次点候補者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。

## 第15 契約手続等

### 1 特定契約制度の適用

本事業の契約のうち、施工業務に係る契約については、高知市公共調達条例（平成24年条例第4号）に規定する特定契約制度の適用となる。

### 2 仮契約手続

- (1) 審査結果の通知を受けた優先交渉権者は、仮契約の締結前に事業費見積書を本市

に提出する。当該見積書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。

- (2) 優先交渉権者は、決定日から8日以内（閉庁日を除く。）に仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は高知市議会の議決をもって、本契約として成立する。

### 3 優先交渉権の取消し等

- (1) 優先交渉権決定から市議会の議決を経るまでの間に優先交渉権者である単独企業（共同企業体においては構成員の全員又は一部の者）が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。

ア 第5参加資格要件第2項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ 本市から指名停止又は指名回避などの措置を受けたとき。

ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。

- (2) 優先交渉権者と仮契約締結後本契約を締結するまでの間に、仮契約の相手方である単独企業（共同企業体においては構成員の全員又は一部の者）が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、仮契約を解除し、仮契約の相手方は、本市に対し仮契約金額の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 第5参加資格要件第2項第5号の要件を満たさなくなったとき。

- (3) 本事業の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

## 第16 その他

### 1 費用負担について

提出書類等の作成及び提案書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、技術提案書等の提出者の負担とする。

### 2 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、

これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。